

旧優生保護法に関する緊急要請

昭和23年に制定された旧優生保護法のもと、全国で1万6千人余り、本道では2,500人余りの方々が、本人の同意なしに優生手術（不妊手術）が行われていました。

また、この法律に基づき、都道府県において「優生保護審査会」が設置され、手術の適否について審査していました。

今般、道では、この審査会の資料の一部が保存されていることが確認できたことから、これらの資料をとりまとめて公開したところであり、現在、さらに保健所（旧優生保護相談所）などに対する文書の保管状況についても継続的に調査しているところです。

こうした中、道内においても、過去に行われていた優生手術の実態や救済を求める声や動きがあり、今後、こうした声がさらに高まっていくことが予想されています。

つきましては、北海道としても関係文書等の調査・保全を行うとともに、今後の対応を検討しているところですが、国におきましても、当時、各都道府県で行われていた審査会や手術の実態の把握などを行うとともに、必要な対策を検討して頂きますよう緊急要請いたします。